

緊急地震速報を有効に利活用するための関係省庁の取組事例

省庁内での体制づくり

- 所管業界団体・関係団体・法人等に対して、緊急地震速報の周知・広報、利活用推進に関する協力依頼を发出、気象庁作成の「緊急地震速報」の周知・広報及び利用に関する資料を配付
- 省内関係者・所管団体に対し、気象庁担当者による「緊急地震速報についての説明会」を実施
- 省内関係者で本運用開始に向けた取り組みに関する打ち合わせを行った。
- 緊急地震速報の周知広報・利活用推進について、省全体で取り組んでゆくため、「緊急地震速報に係る省内連絡会議」を設置した。
- 緊急地震速報の利活用の促進に関する省内連絡会議において、緊急地震速報の周知・広報及び利活用に関して省内各部署が既に取り組んでいる事例等がある場合にはその旨報告するよう依頼
- 「緊急地震速報」の導入のための関係者による予算の打ち合わせ会議を開催した。
- 複数の提供事業者と面談し、提供可能なサービスについての説明を受け、関係者による予算化の検討を開始した。
- 所管する関係団体等に対し、緊急地震速報の周知・広報を依頼。あわせて、関係団体等には、被害を軽減できると見込まれる事業・取組みの有無等について確認
- 4月に行った各所管業界団体や先行利用機関への緊急地震速報の利活用の現状調査結果をとりまとめ、緊急地震速報の利活用の現状への理解を深めるとともに今後の緊急地震速報の利活用推進のための検討等に資するため、省内で情報共有を図った。
- 所管する特殊法人、認可法人及び公益法人に対し、「緊急地震速報の利活用の手引き（施設管理者用）Ver.1.0」を参考に、今後の検討を促すとともに、傘下会員等に対する周知も依頼。
- 関係業界団体と、緊急地震速報に関する勉強会を開催
- 執務室に緊急地震速報受信端末を設置（音声を広く伝えるためのシステムを配備）。また、平成20年9月に全執務室に報知機器を設置。
- 防災関係者向け防災一斉メールシステムにおいて緊急地震速報の配信を検討
- 平成19年10月1日（月）から本庁舎内における緊急地震速報の庁舎内放送を開始及びそれに伴う伝達訓練を実施。
- 本省庁舎のエレベーターに緊急地震速報を活用した制御を導入。
- 本省において、緊急地震速報運用開始（平成19年10月1日）

先行的な活用・モデル実験

- 本庁舎において、緊急地震速報の一般向け提供の準備として、課題の抽出などを目指した「モデル実験」を開始（5月8日発令（大手町震度3を予想））
- 本庁舎において、緊急地震速報による対応の訓練を月一度の頻度で実施中
- 庁舎内で緊急地震速報の放送を行う際に参考とするため、気象庁で行われているモデル実験

を視察

- 県警察の一部で緊急地震速報受信システムを導入した。他県においてもシステム導入に向けた検討を開始している。
- 地方支分部局で緊急地震速報の館内放送及び震度4以上でのエレベーター停止、水門の自動閉鎖等を実施中。これらの活用事例を参考に、今後の庁舎整備への適用について検討する。
- 気象庁と消防庁が連携し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた緊急地震速報の一般向け提供のモデル実験を2市町と共同で実施
- 各機関等で実施される防災訓練のなかで緊急地震速報受信時の対応行動訓練を実施して頂けるよう、8つの地域の地震を想定した映像等によりなる訓練用キットを作成した。
- 本庁、各管区等において先行提供先の団体や、地方公共団体等に対して利活用の手引き、訓練キット等により訓練実施の呼びかけを実施した。
- 民間放送局、都道府県等へ直接配信できるよう環境を整備。

その他

- 平成19年度より特別研究「緊急防災情報としての震源断層即時推定手法の開発に関する研究」の中で電子基準点データのリアルタイム解析と緊急地震速報を組み合わせて、震源断層を推定する手法について研究を開始する予定
- 緊急地震速報利用者協議会（先行利用を行っている団体を主として構成される任意団体）の伝達方法等に関する検討等に対して支援を実施
- 緊急地震速報利用者協議会のロゴマーク、ピクトグラムの検討への支援を実施
- 集客施設における対応も含む「緊急地震速報の利活用の手引き」（案）を作成
- 港湾工事においては、緊急地震速報の導入効果について検討し、モデル工事などの実施について検討する。
- 官庁営繕直轄工事の一部において、緊急地震速報を利用したシステムを導入し、工事の安全性向上と第三者への安全性の確保を実施。
- 高速道路会社の一部のSA・PAにおいて音声放送等による利用者等への情報提供を10月より開始
- 6空港において緊急地震速報を航空機への情報提供として活用（平成19年10月1日）
- 消防法の一部改正を受けて、事業所において大規模地震に対応した消防計画を作成するための消防計画作成ガイドラインを検討し、報告書として取りまとめたところ（平成19年12月26日）。この中で、緊急地震速報を活用した初期対応について推奨しているところ。
- 緊急地震速報のより有効な活用を図るため気象業務法を改正。地震動の予報・警報と位置づけ、民間事業者の行う予報業務については、精度を確保する等のため、許可制度を導入。
- 災害時要援護者に対する伝達方法について検討に着手した。
- 緊急地震速報利用者協議会に対し報知音の推奨音の検討を依頼。（利用者協議会において平成19年10月に推奨音を決定）
- 地上デジタル放送等における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向け、社団法人電波産業会及び社団法人デジタル放送推進協会に対して技術的検討の推進を依頼。（平成20年9月12日）

- 緊急地震速報の運用の改善や技術の向上にあたり、実際の運用における問題点の抽出・整理など運用状況やその内容を評価し、改善策を検討するため、学識者等からなる「緊急地震速報評価・改善検討会」を開催することとした。第1回は平成21年2月16日に開催。第2回目は3月12日を予定。
- 平成21年度税制改正要望の結果、緊急地震速報受信装置等を取得した際の国税、地方税の優遇措置が政府案に盛り込まれた（現在、関係法案が国会審議中）。